

令和5年4月から

請求書や見積書への**押印を省略**できます！

西川町

町民や町と取引のある関係者の皆様の利便性の向上、デジタル技術を活用した業務効率化を図るため、

令和5年4月1日から

請求書や見積書の押印を省略することができます。

1. 請求書や見積書の押印を省略することができます。
ただし、契約書、請書、入札書（委任状を含む）は押印省略の対象外です。
2. これまでどおり押印した請求書や見積書を提出していただくこともできます。
3. 押印を省略した請求書や見積書には、
必ず
発行責任者（代表取締役、支店長、営業所長など社内において
権限を受けた役職員）の役職及び氏名
担当者（発行責任者と同一でも可）の役職（所属）及び氏名
連絡先 電話番号及びメールアドレス
を記載してください。
4. 押印を省略した請求書や見積書は電子メールによりPDF形式で提出することができます。